



平成30年4月3日  
住宅局建築指導課

## 一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（3月26日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（3月26日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

## 一級建築士の懲戒処分について

## 1 和田 文夫 (登録番号 第162789号)

## ① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止5月

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（4物件（建築確認：平成11年10月、平成12年11月、平成13年5月、同年7月））について、和田建築設計事務所（埼玉県知事登録第6567号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

## 2 大竹 次郎 (登録番号 第132438号)

## ① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止5月

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（4物件（建築確認：平成5年10月（2物件）、平成10年2月、同年7月））について、一級建築士事務所有限会社アウス建築工房（東京都知事登録第35669号、平成5年4月22日付け抹消）及びユニオンホームズ株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第38838号、平成11年5月20日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

## 3 古川 正 (登録番号 第149425号)

## ① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止4月

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（3物件（建築確認：平成11年6月、平成13年3月、同年7月））について、古川一級建築士事務所（埼玉県知事登録第1037号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

4 <sup>おくの</sup> <sup>さとし</sup> 奥野 諭 (登録番号 第165104号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件（建築確認：平成25年7月））について、株式会社奥野工務店（北海道知事登録（石）第1950号）の業務に関し、一級建築士として、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第1項の規定に違反し、本件建築計画の設計図書に、他の建築士の名義を無断で借用し、設計者として記名及び押印をし、建築確認申請書及び完了検査申請書における設計者として記載した。

5 <sup>たぶち</sup> <sup>せいすけ</sup> 田淵 清輔 (登録番号 第277899号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止2月

② 処分の原因となった事実

岡山県内の建築物（3物件（建築確認：平成23年8月、同年11月））について、<sup>たぶち</sup>田淵建設産業株式会社の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。また、同建築物について、田淵建設産業株式会社一級建築士事務所（岡山県知事登録第13476号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

6 <sup>まつだ</sup> <sup>りつお</sup> 松田 律雄 (登録番号 第104889号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

青森県内の建築物（1物件（建築確認：平成20年10月））について、有限会社中央設計（青森県知事登録第880号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

7 <sup>いけだ</sup>池田 <sup>たくみ</sup>匠 (登録番号 第263103号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

秋田県内の建築物（2物件（建築確認：平成26年4月））について、株式会社渡辺佐文<sup>わたなべ さふみ</sup>建築設計事務所（秋田県知事登録第13-10A-0936号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

8 <sup>むらかみ</sup>村上 <sup>げんし</sup>源志 (登録番号 第85343号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

岡山県内の建築物（1物件）について、株式会社山陽設計<sup>さんよう</sup>一級建築士事務所（岡山県知事登録第1482号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

9 <sup>はなた</sup>花田 <sup>ひとし</sup>等 (登録番号 第119025号)

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

広島県内の建築物（2物件（建築確認：平成24年1月））について、花田建築設計事務所（広島県知事登録16（1）第2182号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

10 <sup>はなやま</sup>花山 <sup>しゅうじ</sup>修二（登録番号 第160718号）

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

愛媛県内の建築物（2物件（建築確認：平成26年8月））について、株式会社 <sup>おおとり</sup>鳳 建築設計事務所（愛媛県知事登録第330号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

11 <sup>にい</sup>二井 <sup>せいじ</sup>清治（登録番号 第109588号）

① 処分の内容

平成30年9月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件（建築確認：平成27年9月））について、株式会社二井清治建築研究所（大阪府知事登録（ロ）第22661号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、中間検査時に、指定確認検査機関から、設計図書のとおりを実施されていない柱脚の仕口の接合方法については是正指示を受けたにもかかわらず、工事施工者に具体的な是正内容の指示を出さぬまま、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第1項の規定に違反する接合方法による工事が行われる事態を生じさせた。

以上